

豊田市工事成績評定による入札参加制限実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の工事成績に係る入札参加制限について定め、公共工事の適正な施工及び工事情質の向上を図ることを目的とする。

(参加制限)

第2条 市長は、次表の左欄に掲げる工事成績評定点（豊田市工事検査規程（昭和57年訓令第10号）第13条の評定による評定点をいい、上下水道局が豊田市上下水道局工事検査規程（令和2年上下水道局管理規程第7号）に基づき評定する評定点及び豊田市土地開発公社が市に準じて評定する評定点を含む。以下同じ。）の建設工事を施工した請負者（当該建設工事の元請負人をいう。以下同じ。）については、当該建設工事に係る工事成績評定結果の通知を発した日の属する月の翌々月から起算して同表の右欄に掲げる期間中に公告される当該建設工事の業種と同一の建設工事について、一般競争入札に参加させないものとする。また、同様に、指名競争入札の指名業者として指名しないものとする。

工事成績評定点	期間
60点以上65点未満	2か月
60点未満	4か月

2 前項の期間は、当該請負者が次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間とする。

(1) 当該建設工事に関して豊田市入札参加停止等要綱に基づく入札参加停止又は入札参加保留（以下この号において「入札参加停止等」という。）

にされた場合 前項の期間から当該入札参加停止等の期間を減じた期間

(2) 前項の規定により算出される期間の全部又は一部が、この要綱の規定による他の建設工事の工事成績評定点に係る参加制限（同一の業種についてする参加制限に限る。）の期間と重複する場合 当該他の建設工事の工事成績評定点に係る参加制限の期間が満了する月の翌月から起算する前項の表の右欄に掲げる期間

(参加制限の公告及び通知)

第3条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、前条に規定する参加制限を公告するものとする。

2 市長は、前項の公告をするほか、請負者が前条の規定により入札への参加を制限されることとなる場合には、当該請負者に対し、一般競争入札参加制限通知書（別記様式）により、速やかに通知するものとする。

(共同企業体)

第4条 前2条の規定は、共同企業体（経常型共同企業体に限る。）により施

工された建設工事に準用する。この場合において、第2条第1項中「請負者（当該建設工事の元請負人をいう。）」とあるのは「共同企業体（経常型共同企業体に限る。）」と、同条第2項中「当該請負者」とあるのは「当該共同企業体」と、前条第2項中「請負者」とあるのは「共同企業体」と、「当該請負者」とあるのは「当該共同企業体」と読み替えるものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、施行日以後に締結する契約に係る工事成績評定点が第2条の表の左欄に掲げる工事成績評定点に該当する場合に適用し、施行日前に締結する契約に係る工事成績評定点については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊田市工事成績評定による入札参加制限実施要綱第2条第2項第2号の規定は、施行日以後に締結する契約に係る工事成績評定点が同要綱第2条の表の左欄に掲げる工事成績評定点に該当する場合に適用し、施行日前に締結する契約に係る工事成績評定点については、なお従前の例による。

一般競争入札参加制限通知書

様

豊田市長
豊田市上下水道局
事業管理者
豊田市土地開発公社
理事長

貴社が施工した工事について工事成績評定点が65点未満とされたため、豊田市工事成績評定による入札参加制限実施要綱に基づき、下記のとおり入札参加制限の対象となりますので、通知します。

記

1 参加制限内容

次の業種について、期間中に公告される入札に参加することができません。

(1) 業種

(2) 期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで (か月間)

2 工事成績65点未満の工事

工事名	
工事場所	地内
契約金額	金 円
工期	年 月 日～ 年 月 日
工事成績評定点	点

3 その他

工事成績評定の内容については、工事担当課にお問合せください。

問合せ先 豊田市 総務部 契約課
電話 0565-34-6616

(この文書は、公文書改善のため公印を省略しています。)